

なすしおばらファンクラブ規約

(名称)

第1条 本会の名称は「なすしおばらファンクラブ」とし、愛称を「エール なすしおばら」と称します。

(目的)

第2条 本会は、会員が那須塩原市の様々な魅力を市内外に発信することにより、那須塩原市の認知度を高めるとともに、那須塩原市に対し、愛着や誇りを持ち推奨する思いを醸成することを目的とします。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、那須塩原市シティプロモーション課とします。

(会員)

第4条 本会は、自ら那須塩原市を応援したいという意思を持ち、本会の目的に賛同し、入会の申し込みを完了した方を会員とします。

(活動)

第5条 会員は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとします。

- (1) 那須塩原市の魅力や様々な情報を発見、集約する活動
- (2) 情報を共有し、発信する活動
- (3) 魅力あるまちづくりのためのイベントを企画、運営する活動
- (4) 会員相互の交流活動
- (5) その他、この会の目的達成に必要な活動

(入会手続)

第6条 本会に入会を希望する方(以下「入会希望者」という。)は、事務局へ入会の申し込みを行います。

2 入会希望者は、入会の申し込みにあたり、次に掲げる事項に同意することとします。

- (1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定する

為に必要な情報を名簿に登録すること。

(2) 本会の運営上必要な場合に限り、事務局が(1)の会員情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。

(1) 前項に掲げる条件を満たしていないとき。

(2) 入会申込にあたり、虚偽の内容があったとき。

(3) 入会を承認しない正当な事由があるとき。

(4) 入会希望者が暴力団もしくは暴力団関係の構成員であるとき。

(5) 宗教団体若しくは政治活動への勧誘、違法な販売活動を行うものであるとき。

4 第1項の申込書を受理したときは、速やかに審査を行い、申し込みを適正と認める場合は、当該入会希望者に対して、会員証を発行します。

5 会員証は、他人への転売、貸与または譲渡をしてはなりません。

(入会金及び会費)

第7条 本会の入会金及び会費は無料とします。

(会員の届出義務等)

第8条 本会の会員は、登録した事項に変更があった場合、または退会をする場合は、すみやかに本会のホームページより変更の手続きを行うものとします。

(禁止行為)

第9条 会員は、本会が提供するサービスの利用にあたっては、次の行為を行ってはなりません。

(1) 他の利用者、第三者若しくは本会の著作権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(2) 他の会員、第三者もしくは本会を誹謗中傷する行為または本会の運営を妨げる行為

(3) 事実と反する情報または公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為

(4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 事務局の承諾なく本会の情報若しくは本会が発信する情報を用いた営利を目的とする行為またはその準備を目的とする行為

(6) その他、法令等に違反する行為またはそのおそれのある行為

(会員資格の喪失)

第10条 会員が事務局に対して退会届を提出したときは、会員資格を喪失します。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができます。

(1) 第9条の各号に掲げる行為を行ったとき。

(2) 入会申込書に虚偽の記載があったとき。

(3) 入会の登録住所・電話番号・メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、応答を拒否する場合または既に使われない等の理由により連絡を取ることが不可能なとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、事務局が会員として不相当であると判断したとき。

(損害賠償)

第11条 事務局は、本会の運営に関して生じた会員の損害、会員同士または会員と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

(規約の変更)

第12条 事務局は、本会の運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、速やかに会員へ周知することとします。

(個人情報)

第13条 事務局は、事務局が取得する会員の個人情報について、適切に管理・運用するものとします。

附則

この規約は平成29年11月18日から施行する。